

船員に係る労働契約・労働時間法制検討会最終とりまとめ（概要）

背景(労働契約法制・労働時間法制の検討状況)

- ✓ 厚生労働省では、労働契約が円滑に継続するための新たな法律の制定(労働契約法制)、長時間労働を抑制しながら働き方の多様化に対応するための労働基準法改正(労働時間法制)につき検討。
- ✓ 国土交通省海事局では、労働契約法制の船員への適用関係と労働時間法制の導入必要性等について、平成18年9月に「船員に係る労働契約・労働時間法制検討会」を設置し、検討に着手。

中間とりまとめの概要(平成19年1月)

- ✓ 厚生労働省の労働政策審議会において、平成18年12月27日(水)、両法制に盛り込むべき事項について答申をとりまとめ。これを受けて、平成19年1月15日(月)、同検討会の中間とりまとめを決定。今年の通常国会に提出予定の新法(労働契約法制)については、原則として船員に適用。今年の通常国会に提出予定の労働基準法改正(労働時間法制)による措置事項については、所定外労働の削減関係を除き、船員への導入の必要性は認められず。船員の所定外労働の削減については、どのような対応が必要かにつき引き続き検討。

所定外労働の実態

- ✓ 実態調査の結果、平成18年10月における平均労働時間(加重平均)は以下のとおり。
 - 所定内労働156.7時間
 - 所定外労働29.8時間(安全臨時労働0.6時間、特別労働2.1時間、労使協定時間外労働24.9時間及びその他の時間外労働(船長等)2.2時間(うち補償休日労働12.1時間))
- ✓ このことから、所定外労働時間の太宗を労使協定時間外労働が占めていることが明らかとなった。

所定外労働の短縮の方向性

- ✓ 船員、陸上労働者全体及び船員以外の現業労働者の所定外労働を比較すると、船員の所定外労働は相対的に長時間。
- ✓ 目前に迫った船員不足時代において船員を確保するためには、船員に係る労働条件を改善し、職業としての魅力を向上させることが必要。
- ✓ このため、所定外労働の太宗を占める労使協定時間外労働に係る対策を進めていくことが必要。
- ✓ 現行の労使協定時間外労働制度は平成17年4月に導入され、内航船にあっては4週間当たり56時間を限度とする通達を発出し、これに基づき指導を実施。一方、外航船についてはそのような通達は存在せず。
- ✓ 実態調査の結果、労使協定に違反して所定外労働をさせているケースが存在すること、外航については内航と比較して長時間の所定外労働が可能となっていること等の問題点が判明。
- ✓ このため、労使協定時間外労働のより適正な実効を確保するための制度改正が必要。

所定外労働の短縮のために必要な措置

- (労使協定時間外労働の短縮のために必要な措置)
- ✓ 所定外労働の太宗を占める労使協定時間外労働の短縮を進めていくため、次期通常国会を目途に法案を提出すべく、国において以下の事項について具体化を進める。
 - 現行では内航に対して通達で運用している労使協定時間外労働の上限について、船員法に基づく告示(限度基準)で規定し、外航についても適用すること
 - 限度基準においては、労使協定時間外労働の上限として、現在、内航に係る上限として運用している4週間当たり56時間を規定すること
 - 臨時的な特別の事情が生じたときに限り、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる労使協定を認めること
 - 限度基準の運用に関し、行政官庁が関係労使に対して必要な助言及び指導を行うこと
- (所定外労働の短縮のために必要なその他の措置)
- ✓ 船員法の労働時間制度について周知徹底を改めて行う。